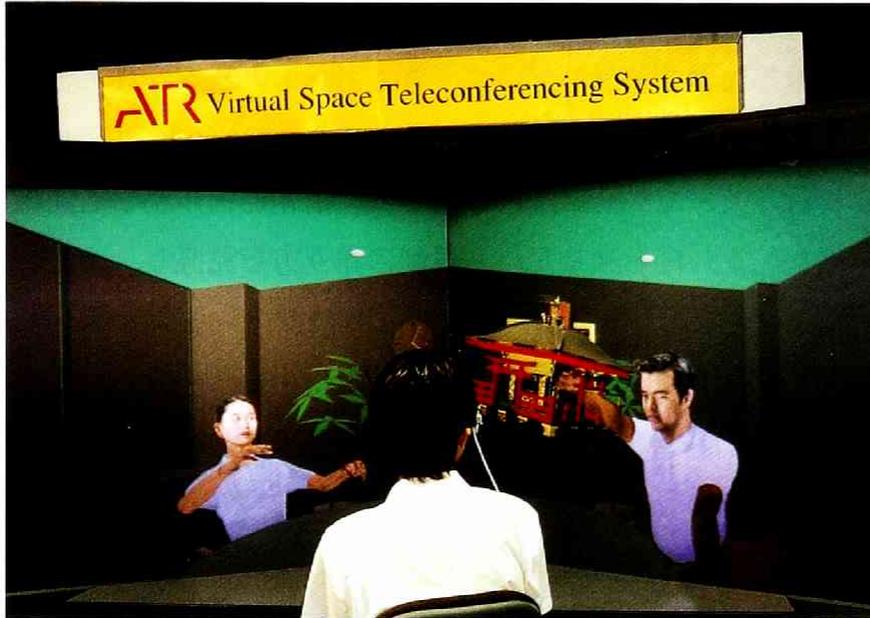


第3部

マルチメディア化と情報通信市場の変革



バーチャルリアリティ会議システムの実験風景

昭和60年、日本電信電話公社の民営化、電気通信事業法の施行等による情報通信市場への競争原理の導入から10年が経過し、21世紀を目前に控えた現在、我が国の情報通信市場は大きな転機を迎えている。

近年、デジタル技術をはじめとする情報通信技術の長足の進歩により、マルチメディア化をはじめ、通信と放送の融合、モバイル化、グローバル化等情報通信の高度化・多様化の動きが進展しつつある。このような動きに伴い、情報通信市場においては、旧来の通信・放送サービスに加え、映像伝送、双方向性等の特性を生かし、かつ変容する利用者ニーズに対応した情報通信サービスの研究開発、ニュービジネスの振興による新たな市場の形成が始まっており、業種や国境を越えた企業間の戦略的提携等の動きが活発になっている。

一方、我が国をはじめ先進諸外国においては、時間・空間を克服する情報通信は、持続的経済成長、雇用の拡大、地球環境問題への対応等の課題を解決する決め手であり、また、情報通信産業は高い成長性を秘めた21世紀の基幹産業であると認識の下、情報通信基盤の整備に向けた情報通信戦略が展開されている。さらに、最近、こうした取組を世界的規模で実施しようとするグローバルな情報通信基盤の実現に向けた動きが急速に進展しつつある。

このような状況の下、将来のグローバルな情報通信市場を射程に入れ、我が国の経済力の維持・向上に資する情報通信産業の国際競争力の向上を図り、公正有効競争基盤の整備等を進めることにより、我が国の情報通信市場を一層活性化することが急務となっている。

そこで、第3部においては、マルチメディア化をはじめとする近年の情報通信の進展の動向と情報通信市場の変革を特集として取り上げ、現在の情報通信市場をめぐる動向を、政府(各国の情報通信戦略：第1章)、利用者(利用者ニーズの変化：第2章)、情報通信産業(研究開発の動向：第3章)の3つの側面から紹介するとともに、旧AT&Tの分割以降、ダイナミックに変容してきている米国の情報通信市場を一例として取り上げて分析し(第4章)、最後に我が国の情報通信市場の変革に向けた課題とそれに資する情報通信政策について明らかにすることとしたい(第5章)。

第1章 各国の情報通信戦略の展開

社会経済における重要なインフラの一つである情報通信ネットワークは、公共性を維持しつつ効率的な設備投資の促進等により整備していくべきであるとの観点から、各国において、国家によるコントロールの下で発展してきた経緯を持つ。こうした政策の下で、基本的な情報通信ネットワークの整備がほぼ行き渡った先進諸国においては、情報通信市場を活性化し、高度化する利用者ニーズへのより機動的な対応を図るため、規制の在り方を見直し、また、競争原理の導入によって、料金の低廉化、サービスの多様化等を図ってきている。また、飛躍的な技術革新が情報通信の可能性を大幅に広げ、マルチメディア化等、新たなニーズへの対応も進みつつある。

一方、さらに高度化された情報通信基盤の整備は、各国の社会経済の発展に寄与するのみならず、雇用・環境等の地球的規模での対応が必要な課題の解決にも有効なものと認識され、各国及び国際機関における積極的な取組が具体化されつつある。こうした認識の高まりを背景に、国際的にも、1994年9月の世界電気通信閣僚会合、1995年2月の情報社会に関する関係閣僚会合等が開催されるなど、情報通信基盤の整備への取組が急速に進展している。

ここでは、こうした現在の情報通信政策の世界的なすう勢を明らかにするため、主要諸外国等の情報通信政策の概要を紹介するとともに、その位置づけ・戦略を考察する。

第1節 米国

1 情報通信政策の枠組み

米国においては、情報通信政策は、連邦レベルと州レベルでそれぞれ権限を分有している。

連邦レベルでは、独立行政委員会である連邦通信委員会（FCC：Federal Communications Commission）が、国際・州際通信に対する規制、放送規制、電波監理等を担当し、商務省電気通信情報庁（NTIA：National Telecommunications and Information Administration）が、情報通信政策ビジョンの策定、提案等を担当しているほか、司法省反トラスト局が、独占禁止法に基づく活動を行っている。また、議会は、立法による制度・政策の策定を行い、裁判所は、政府の決定に対し訴訟が起こされた場合、判決という形で司法判断を下し、例えば、AT&T分割を

決定した修正同意審決 (MFJ: Modified Final Judgement) に関連する事項 (見直し、特認等) についてはワシントン連邦地裁が担当している。

州レベルでは、各州の公益事業委員会が州内通信についての規制等の権限を有し、連邦レベルと同様の枠組みが作られている。

こうした枠組みの中、米国の情報通信市場は、1984年のAT&T分割後の体制を基礎とした競争促進政策が推進されている。その結果、長距離通信分野では、通信料金の低廉化が進み、地域通信分野においても、AT&T分割によってできた7社の地域持株会社 (RHC: Regional Holding Company) が互いに競争し、活性化が進展している。また、RHCを中心に、長距離通信事業者、ケーブルテレビ事業者、ソフト事業者等が相互に連携を行う中、ダイナミックな競争市場が創出されつつある。

情報通信基盤の整備については、これまで民間の電気通信事業者を中心に推進され、政府による積極的な関与はほとんど見られなかった。しかし、現政権においては、情報通信基盤の整備を米国経済の再生に資するものとして大きく取り上げ、政府、情報通信産業及び利用者を巻き込んだ幅広い議論が行われている。

2 主な情報通信政策

(1) 電気通信改革法案

ア 背景

米国における電気通信事業は、情報通信に関する基本法的性格を有する「1934年通信法」に基づき設立されたFCCによる規制の下で、旧AT&T (ベル・システム) を初めとする民間事業者によって市場の拡大が図られてきた。

しかし、1960年代末から1970年代にかけて、技術革新による通信の高度化、利用者ニーズの拡大等を背景に、電気通信政策は規制の緩和及び競争の促進の方向へ転換され、1982年のMFJに基づき、1984年に旧AT&Tは、長距離・国際通信事業を行うAT&Tと、地域通信事業を行う22社のベル電話会社 (BOC: Bell Operating Company) を傘下に持つ7社のRHCとに分割された。

これを発端として、長距離通信事業者間の競争が進展し、長距離通信事業者及び利用者の双方において、より良質かつ低廉な地域通信網へのニーズが高まったこと等を背景に、地域通信事業においても、都市部を中心に新たに光ファイバ網を敷設し、長距離通信事業者へのアクセスサービス、市内通信サービス等を行う競争アクセス事業者 (CAP: Competitive Access Provider) が出現し、BOCとの競争が進展している。

一方、RHCが自社営業エリア内でケーブルテレビ事業を行うことは、「1984年ケーブル通信政

策法」によって禁じられていたこともあり、実質的にほぼ独占かつ料金に関しては非規制という状況にあったケーブルテレビ事業者により、料金の大幅な値上げ等が行われた。このため、「1992年ケーブルテレビ消費者保護及び競争法」が成立し、料金規制を中心にケーブルテレビ事業者に対し規制が行われた。また、これに先立ち、FCCが電話会社による映像番組の伝送を許可する「ビデオ・ダイヤルトーン裁定」(1992年)を下し、これを受け、RHC等によるビデオ・ダイヤルトーン実験や商用化の動きが見られる。

米国では、このようなRHC等において指向されている事業の拡大への制度的対応の気運が高まってきている。

イ 電気通信改革法案の概要

1994年6月、連邦議会下院において、電気通信の改革に関する2つの法案が相次いで可決された。一方は、RHCによる長距離通信及び機器製造の禁止を条件付きで解除することを主な内容としており、他方は、RHCによる自社営業エリア内でのケーブルテレビ事業の兼営を条件付きで認めることを主な内容としている。可決された両法案は一本化され、同様の趣旨を内容として上院で審議されている「1994年通信法案」との調整を待つこととなった。

しかしながら、同法案は、BOCの独占となっている地域通信市場に競争原理を導入することの見返りとして、他分野への進出を認めていこうとする意図があったため、法案中に盛り込まれていたBOCに対する独占力濫用の防止策等について、RHC等が反対していた。このため、上院における同法案の審議は9月に打ち切れ、下院で可決された法案との一本化による包括的な電気通信改革法案は、1994年末で終了する会期においては廃案となった。

なお、1995年1月に、新会期の開会に伴い、前掲の法案を一部修正した新法案が下院で再提出されるとともに、上院においても同様な内容の法案が提出されるなど、競争を促進する動きが強まっており、今後の電気通信改革法案の行方が注目されている。

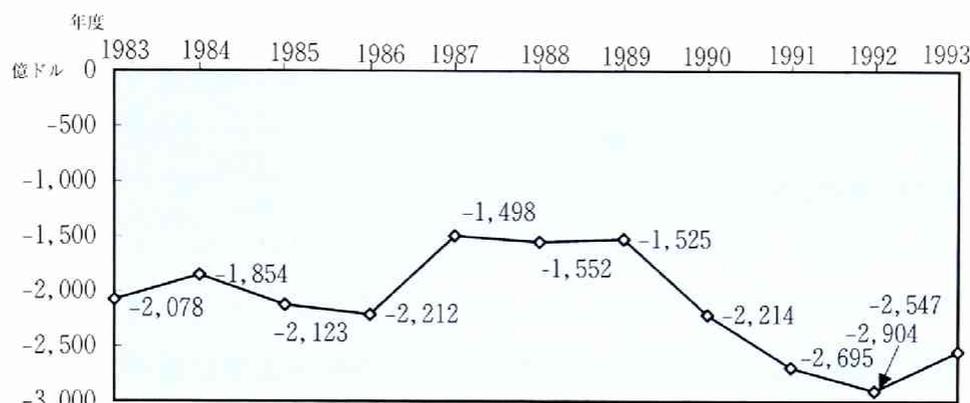
(2) 情報通信基盤の整備構想

ア 背景

米国における財政収支の状況を見ると、1993年度に約2千5百億ドルの赤字を抱えており、現政権においても、財政赤字の削減が優先課題として取り上げられている(第3-1-1-1図参照)。歳出の内訳を見ると、保健福祉費の占める割合が年々増加しており、現政権は当該分野の制度改革等の実施による歳出の削減を図ろうとしている。

一方、米国における失業率を見ると、1994年において6.1%となっている。前年に比べ1.3ポイント下がっているものの、依然として深刻な問題となっている(第3-1-1-2図参照)。

第3-1-1-1図 米国における財政収支の推移



「国際比較統計」(日本銀行)により作成

第3-1-1-2図 米国における失業率の推移



「外国経済統計年報」(日本銀行)により作成

イ N I I 構想の概要

現政権がNTIAを中心として設置した情報基盤タスクフォース(IITF)は、「全米情報基盤(NII)」の促進により社会・経済構造の変革を目指し、その構築のための民間部門の取組を補完・強化するため、政府が9つの目標に向かって行動することを表明した「NIIに関する行動アジェンダ」を1993年9月に発表した。

NIIの整備は、米国の国際競争力の強化及び市場の拡大による、雇用の創出と経済成長の促進を主な目的としており、医療、教育、研究、行政等のサービス改善によって国民生活水準の向上等をもたらし、米国が抱える諸問題の解決に大きく貢献するものとして位置づけられている。

「NIIに関する行動アジェンダ」に示された政府による9つの行動目標に関連し、1994年9月、NII構想に基づき過去1年間に進展があった事例に関するプロGRESS・レポートが発表された。同レポート中では、民間企業の研究開発に対する優遇税制の施行、地方の学校・病院に対する補助金の交付、NTIAによる双方向情報基盤へのアクセスを促進するための提案の募集等を挙げている。

第2節 EU

1 情報通信政策の枠組み

1993年1月、欧州共同体（EC）統合市場が発足し、同年11月、マーストリヒト条約の発効に伴い欧州連合（EU）が誕生した。EUにおいては、域内における人、物、サービス及び資本の移動が自由な市場を完成するために、域内の電気通信の強化が重要な要件の一つであるとの認識がある。

EUの情報通信政策は、欧州委員会が閣僚理事会に提案を行い、閣僚理事会がこれを採択することによって執り行われるのが大筋である。理事会が採択する政策手段には、規則、指令、決定、勧告及び意見があるが、これらのうち最も拘束力の強い規則は、すべての加盟国に対して法的拘束力を持ち、当該国の国内法に優先する。

2 主な情報通信政策

(1) 電気通信分野への競争導入

ア 背景

電気通信におけるEUの行動の基本的な目標は、電気通信が、域内市場統合による利益の全面的な享受、世界的な経済競争における欧州の地位向上、欧州の団結力強化等に中心的役割を果たすべく、電気通信機器の広大な共同市場を創出し、欧州の電気通信網とサービスを世界全体の中で競争力のあるものとするところにある。この行動の包括的枠組みとなっているのが、1987年6月の「電気通信サービス及び機器の共同市場の発展に関するグリーン・ペーパー」である。

EUでは、これまでは基本サービス（音声電話サービス）提供に関する加盟各国の排他的権利を認める一方、それ以外のサービスの提供については自由化することとしていた。

イ 概要

EUの電気通信自由化スケジュール案は、第3-1-2-1表のようになっている。1993年4月、欧州委員会は、1998年までに音声電話サービスの完全自由化を実施することをポイントとする「電気通信サービス部門における状況見直しの諮問結果に関するコミュニケーション」を採択し、音声電話サービスを含む電気通信サービスの自由化に関するスケジュールを、電気通信閣僚理事会に提案した。これを受け、電気通信閣僚理事会は、域内音声電話サービスの自由化の原則的实施期限を、1998年1月1日とすること等に関する決議を1993年6月に採択した。但し、スペイン、ポルトガル、ギリシャ及びアイルランドは、実施について5年間の猶予が与えられ、ルクセンブルグ及びベルギーについても2年間の猶予が与えられている。

第3-1-2-1表 EUにおける電気通信自由化スケジュール案

	音声以外のサービス	衛星通信	移動体通信	基本音声サービス
サービスの自由化	1990～	1994～	進行中	1998～
インフラの自由化	1995～	1995～	1995～	1998～
新規事業者の参入	1998～	1998～	1998～	1998～

EU資料により作成

同決議を受け、欧州委員会は、1994年10月及び1995年1月に、情報通信基盤の自由化に関するグリーン・ペーパーを相次いで採択し、電気通信閣僚理事会に提出した。その概要は次のとおりである。

- ① 情報通信基盤の自由化に伴う、欧州の産業の競争力の強化を最大の便益と位置付けた、自由化の段階的実施の提案
- ② 電気通信部門の完全な競争のための規制の枠組み確立に係る実質的内容（ユニバーサル・サービスの提供、インフラ及びサービスの相互接続性等）の検討

また、1994年11月の電気通信閣僚理事会において、1998年からEU域内におけるすべての電気通信インフラに関する規制を撤廃するという決議が採択された。一方、欧州委員会が1995年からの自由化を提唱していた、ケーブルテレビネットワークや各加盟国で認可されている電力事業者及び鉄道事業者等の公共事業者の、自社用通信網（既存代替インフラ）を利用した通信サービスの提供に関しては、加盟国の合意が形成されず、最終的に設備ベースの規制撤廃期限を1998年とすることで合意をみている。

(2) 汎欧州ネットワーク構築に向けた行動計画

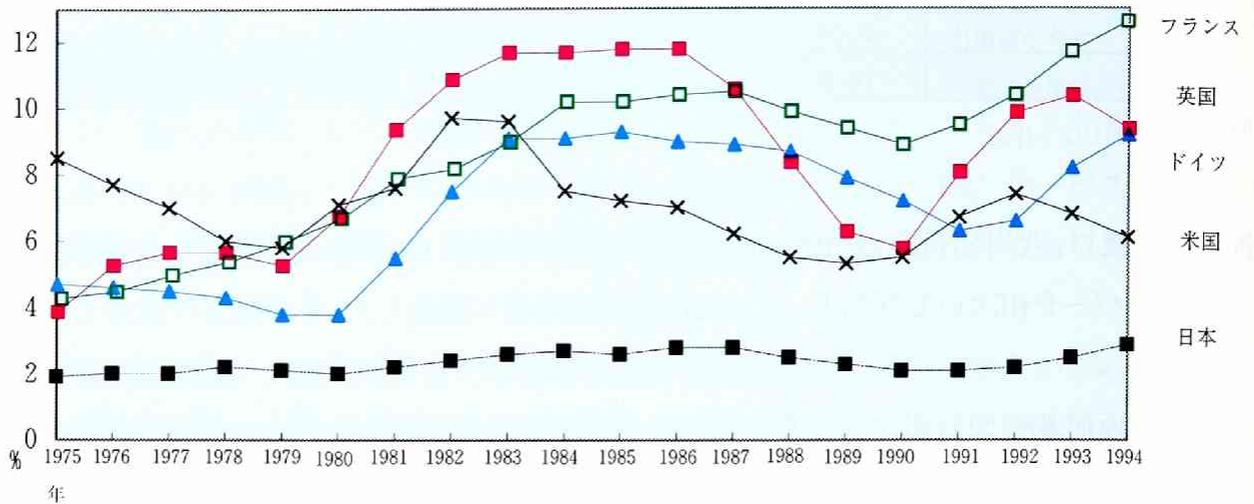
ア 背景

雇用の創出、国際競争力の強化等、EU域内において達成すべき課題を示すため、1993年12月、白書「成長・競争力・雇用－21世紀に向けた取組方法」が欧州理事会で採択された。この中で、EUは2000年までに1,500万人の雇道を創出し、高い水準で推移しており深刻な問題となっている失業率（第3-1-2-2図参照）を半減させることを目標として掲げている。また、同白書では、こうした目標を達成するための手段の一つとして情報通信基盤の整備がうたわれており、真の単一市場の形成及び経済発展のための基盤として、電気通信分野の汎欧州ネットワーク（TEN：Trans European Network）構築の必要性が指摘されている。

イ 概要

TEN実現の具体策を検討するため、前述の白書における勧告に基づき組織された専門家グループによって、1994年6月の欧州理事会に「欧州ならびにグローバル情報社会－欧州理事会への勧告」と題されたレポート（バンゲマン・レポート）が提出され、支持を得た。その主なポイント

第3-1-2-2図 EU主要国、米国及び日本における失業率の推移



「国際比較統計」、「外国経済統計年報」（日本銀行）、「Employment Gazette」（英国雇用省）により作成

トは、①電気通信の自由化の一層の促進、②欧州レベルでの規制機関の設立、③ネットワークの相互接続性、サービスとアプリケーションの相互運用性の確保、④標準化の加速、欧州標準化プログラムの見直し、⑤国際通信、長距離通信及び専用回線の料金の見直し、⑥知的所有権、プライバシー及び情報セキュリティの保護に関する共通で合意された規制枠組みの確立、⑦10のアプリケーションの提案、となっている。

欧州委員会はこれを受け、その具体的な行動計画を示した「情報社会に向けた欧州の取り組み方—行動計画」を1994年7月に採択した。この中で、欧州委員会はそれまで採用・検討が行われた行動や提案を評価し、今後必要な行動を周知するとともに、「規制及び法的枠組み」、「ネットワーク、基本サービス、アプリケーション及びサービス内容」、「社会的・文化的側面」及び「情報社会の促進のための活動」の4分野について、具体的スケジュールに基づき関係機関が検討を行うことを要請している。

第3節 英国

1 情報通信政策の枠組み

英国の情報通信政策は、電気通信分野では、貿易産業省(DTI: Department of Trade and Industry)が新規事業者に対する免許付与等を、電気通信庁(OFTel: Office of Telecommuni-

cations)が、免許付与後の事業者の監督、既存事業者に対する免許期間の改定、新規事業者への免許付与に関するDTIへの助言等を担当している。一方、放送分野では、国民文化省が英国放送協会(BBC)の監督等を、独立テレビ委員会(ITC:Independent Television Commission)が商業放送事業者に対する免許付与及び規制監督を行っている。

過去において、政府直営であった英国の電気通信事業は、1969年の郵便電気通信公社への移管、1981年の郵便事業の分離による英国電気通信公社の設立を経て、1983年まで独占的に提供されてきたが、同年における競争の導入及び1984年における英国電気通信公社の民営化による英国電気通信会社(BT)の設立が続いた。

2 主な情報通信政策

(1) 事業の民営化及び競争の促進

1980年代前半の英国は、財政赤字、高いインフレ率及び低い経済成長率に悩まされていた。当時の政権は、こうした英国経済の建て直しを図るには、自由競争がその源になるといった新保守主義を掲げ、この考えに基づいて、運輸、エネルギー、水道等の広範囲にわたる国営企業の民営化を行った(第3-1-3-1表参照)。

第3-1-3-1表 英国における主要国営企業の民営化の動向

民営化開始年	電気通信	エネルギー	運輸	その他
1979/80		(サッチャー政権第1期) ブリティッシュ・ペトroleum (石油)		ICL(エレクトロニクス)
1980/81				ブリティッシュ・エアスペース
1981/82	ケーブル&ワイヤレス (国際通信)		ナショナル・フレイト(陸運)	アマサム・インターナショナル (機械) ブリティッシュ・シュガー
1982/83	International Aeradio(通信)	ブリティッシュ(石油)	A.ブリティッシュ・ポート (港湾)	英国鉄道ホテル
1983/84				
1984/85	ブリティッシュ・テレコム (通信)	(サッチャー政権第2期) wyth farm(石油)	Sealink(フェリー)	シヤカー Inmos(半導体)
1985/86		エンタープライズ・オイル		
1986/87		ブリティッシュ・ガス	ブリティッシュ・エアウェイズ	
1987/88		(サッチャー政権第3期)	ブリティッシュ・エアポート	ロールス・ロイス
1988/89				
1989/90				水道公社

「欧米の規制緩和と民営化-動向と成果-」(規制緩和・民営化研究会)による

こうした背景の下、電気通信事業においても民営化がなされた。1982年、政府はそれまで英国電気通信公社による独占であった電気通信事業に、競争事業者1社の事業免許の付与を行い、1983年には、英国の電気通信事業において、有力な競争事業者の育成を図るため、英国の電気通信事業免許を7年間は当該2社以外に付与しない旨の複占政策を打ち出した。翌1984年には、1984年電気通信法の成立とともに、英国電気通信公社が民営化された。

(2) 複占政策の見直し等

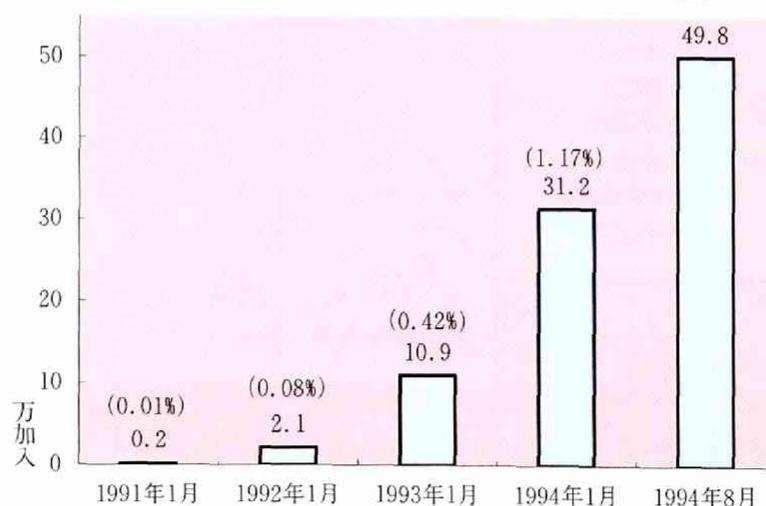
7年間の複占政策は、電気通信市場における競争促進及び利用者の選択の拡大を目的として1990年に見直され、その結果は1991年に政策白書「競争と選択～1990年代のための電気通信政策」としてDTIによって発表された。

当該白書は、1990年代の電気通信政策の枠組みを定めたもので、国内固定通信網における複占は廃止し、新規事業者の参入を認めることを主眼としている。

これにより、英国国内において市内及び長距離電気通信事業者への免許付与が認められ、音声回線及びデータ専用回線の双方における全国的な競争環境が実現した。また、国際電気通信については、世界的に競争環境が整うまでの間の事業者保護の観点から、新規免許付与を行わず、複占を継続する方針がとられている。

ケーブルテレビ事業については、電気通信サービスへの進出が大幅に認められ、これを受けて、ケーブルテレビ電話サービスが、市場におけるウェイトは極めて低いものの伸長しつつある（第3-1-3-2図参照）。

第3-1-3-2図 英国におけるケーブルテレビ電話加入数の推移



OFTEL資料、「The Case for Cable」(The Cable Television Association) により作成

(注) () 内は、対BT電話加入者数比 (各年3月末現在)

また、BT等の公衆電気通信事業者が、既存の自社網を利用して娯楽サービスを提供することを少なくとも10年間禁止することによって、ケーブルテレビ事業者の投資意欲及び効果的な競争の促進を図っている。

第4節 フランス

1 情報通信政策の枠組み

フランスの情報通信政策は、電気通信については、1993年3月に郵電省と産業省との合併によりできた産業・郵便電気通信・貿易省において、同年12月の組織改革により設置された郵便・電気通信総局（DGPT：Direction Générale des Postes et Télécommunications）が担当しており、規制、国際交渉及びフランステレコム（France Télécom）の監督を担当している。一方、放送については、コミュニケーション省及び視聴覚最高評議会（CSA：Conseil Supérieur de l'audiovisuel）が、放送機関の監督等を担当している。

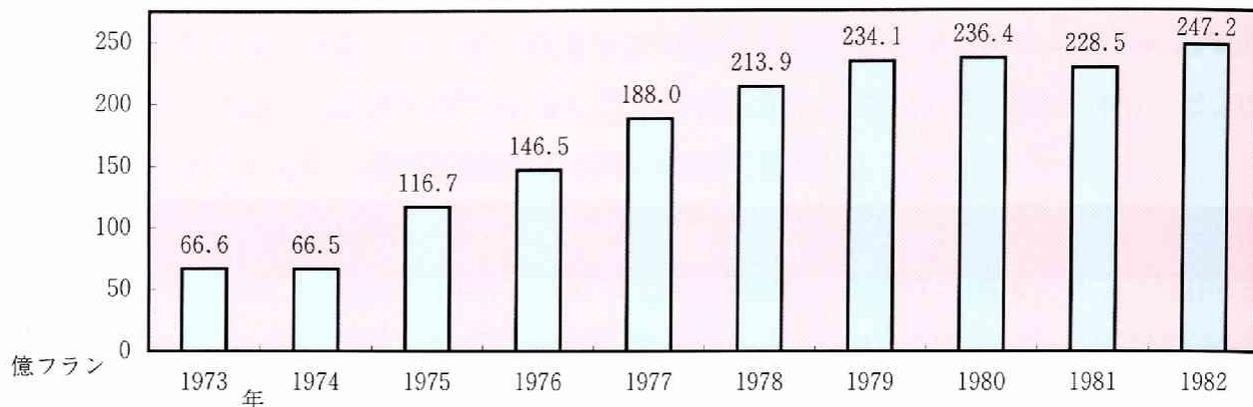
電気通信事業は、国営会社であるフランステレコムが独占により運営しているが、1998年を目標とするEU域内音声電話サービスの自由化等に柔軟に対応し、主導的な立場を維持するため、1993年8月、フランステレコムを株式会社化し、株式の過半数を政府が保有する旨の閣議決定がなされ、民営化に向け動き出している。しかしながら、労働組合等による民営化反対の圧力も一方で強いため、実施が先送りとなっている。

2 主な情報通信政策

(1) テレマティーク政策

1978年1月、「社会の情報化に関する報告書（ノラ・マンク・レポート）」が発表され、その中で「テレマティーク（情報処理と電気通信の高度な結合）政策」が打ち出され、テレマティーク社会の実現、テレマティーク関連産業の育成といった、国家主導による電気通信産業の発展が推進されることになった。これは、電気通信関連投資額が、1975年から1979年にかけて3倍強に拡大していることからうかがえ、フランスが世界有数の電気通信インフラを整備し、欧州における電気通信政策での指導的立場を確立する契機となった政策の大転換であった（第3-1-4-1図参照）。

第3-1-4-1図 フランスにおける電気通信関連投資額の推移



「Yearbook of Common Carrier Telecommunication Statistics」(ITU) により作成

同政策は1981年に成立した新政権においても継承され、フランスを米国及び日本に続く第3のエレクトロニクス産業国とすることを目標に推進され、ビデオテックス、ファクシミリ、テレテキスト等の広範なサービス・機器の開発及びインフラの整備が進み、フランスの電気通信は飛躍的に発達した。

しかしながら、このような国家主導の電気通信政策は、技術革新、合理化の立ち遅れ等による行き詰まり、ECの政策との整合性をとる必要性などから方向転換を迫られ、1986年の保革共存内閣発足を契機に、競争導入が進められていった。

(2) フランス版情報ハイウェイ構想

情報通信基盤整備に関し、フランスは我が国及び米国と比較して、デジタル化率が最も進んでいる(第3-1-4-2表参照)。しかしながら、1993年9月の米国の「N I I 行動アジェンダ」、1994年5月の我が国の電気通信審議会答申「21世紀の知的社会への改革に向けて」など、情報通信基盤の整備構想が相次いで打ち出されたことから、フランスにおいても情報通信基盤の整備への気運が高まっていた。

第3-1-4-2表 主要諸国におけるデジタル化率比較

国	デジタル比率
日本	83%
米国	65%
英国	64%
フランス	85%

郵政省資料による

(注) 日本は、NTTの1994年度見込み、米国は、1993年NBI社の調査、英国は、1993年BT年次報告書、フランスは、1994年のフランステレコム資料による。

現首相の命令により、情報ハイウェイの構築を推進する政策についての調査を元DGPT局長が行い、その報告書が、1994年10月に首相に提出された。同報告書は、情報ハイウェイを「世界的な挑戦」、「雇用の創出を期待できる社会的使命を帯びたもの」と位置付け、2015年までにフランスの全家庭と国民の活動範囲のすべてに対し、光ファイバによる情報ハイウェイを整備すること等を国家目標として掲げている。また、このために必要なハード及びソフトの合計投資額を1,500億～2,000億フランと試算しており、電気通信事業者としてフランステレコムが果たすべき役割の重要性を強調している。

また、情報ハイウェイの進捗状況に関して、取組の立ち遅れを指摘し、国際競争に乗り遅れないよう警告している。

これに基づき、同年10月に関係各省による省間委員会が催され、各界からのパイロット・プロジェクト案の提案募集の計画が発表された。プロジェクト案は1994年11月に入札が開始され、採択の過程を経て、1995年2月末にはプロジェクトの選定がなされ、これらの実現のために2年間で5億フランの財政支援を行うことが決定された。

第5節 ドイツ

1 情報通信政策の枠組み

ドイツでは、1989年の第1次郵電改革によって、規律行政と事業運営が分離され、連邦郵便電気通信省が電気通信の監督機関として規律行政のみを担当し、電気通信事業に関する免許承認及び電波監理についての権限を有するとともに、電気通信網に接続される端末機器の認定業務を行っている。

一方、同省は、放送分野における技術面に関しても監督権限を有しているが、商業放送事業者の認可、運営等事業的側面についての規制監督権限は、連邦内各州のメディア庁(州によっては、放送委員会、放送庁など異なる名称を持つ)が有している。

2 主な情報通信政策

(1) 競争の導入及び事業の民営化

第1次郵電改革によって、電気通信事業の運営は、連邦郵便電気通信省の事業部門が省から独立して公益事業体組織となった、DBPテレコムにより行われるようになった。

DBPテレコムは、インフラ整備の任務の確保等のため、電話サービス及びネットワーク(衛

星通信、移動体通信を除く) について、ユニバーサル・サービスとしての提供が義務付けられる一方、独占が認められた。しかしながら、それ以外の分野においては競争が導入され、移動体通信、衛星通信、データ通信等の分野において、小規模ではあるが事業への新規参入がみられた。

1990年10月の東西ドイツ統一に伴い、政府は旧東ドイツ地域の電気通信網整備のため、多額の資金を調達する必要に迫られ、翌1991年からDBPテレコム为民営化論議が急速に浮上してきた。また、DBPテレコムにおいても、経営の柔軟性と国際的な事業展開の可能性が期待できることから、株式会社化の気運が高まっていた。

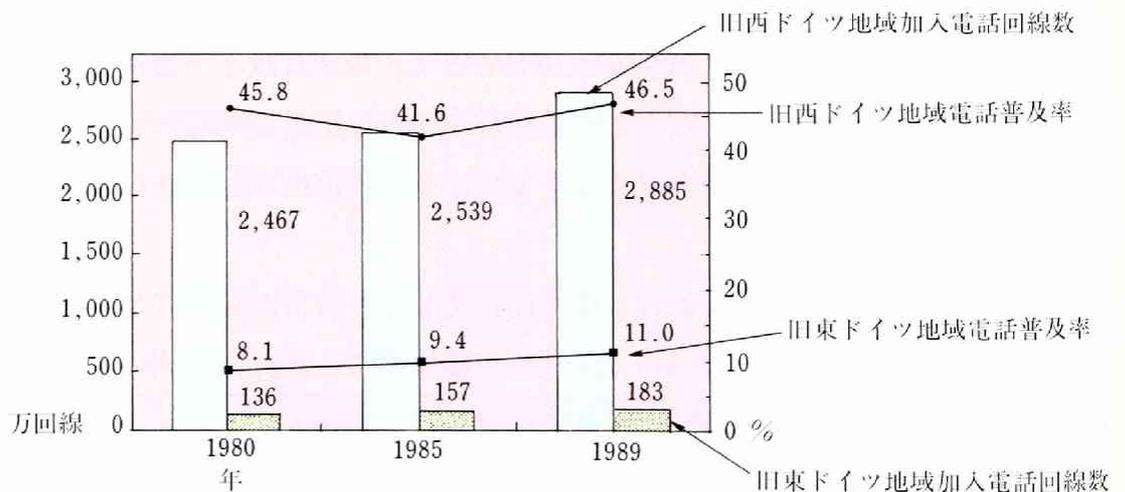
こうしたことを背景に、1995年1月から実施された第2次郵電改革によって、DBPテレコムは株式会社化され、ドイツテレコムが発足した。

なお、EU域内における音声電話サービスの自由化が決定されたことから、ドイツテレコムによる電話サービスの独占は、1997年末に廃止されることとなっている。

(2) 情報通信基盤の整備等

旧東ドイツ地域の、旧西ドイツ地域との情報通信基盤の格差は、電話の普及率にも表れている(第3-1-5-1図参照)。東西ドイツ統一後、DBPテレコムは、旧東ドイツ地域の電気通信を旧西ドイツ地域並みに引き上げるために策定したプロジェクト「テレコム2000」を実施し、これにより同地域の電気通信事情の改善が進んでいる。

第3-1-5-1図 ドイツにおける電話普及率等の旧東西地域比較



「Yearbook of Common Carrier Telecommunication Statistics」(ITU)、
 「世界統計年鑑」(国際連合)により作成
 (注) 普及率は100人あたりの加入電話回線数

政府においても、第2次郵電改革により民営化されたドイツテレコム株式を1996年から1998年にかけて市場に放出し、旧東ドイツ地域のインフラ整備のための資金調達を図ることを予定している。

一方、欧州最大規模の光ファイバ網実験がシュトゥットガルト周辺で1995年内に開始されることが、1994年8月、バーデン・ヒュルテンベルク州政府から発表された。この発表によると、今回の実験は1995年1月に民営化に移行したドイツテレコム及び地域の電子機器メーカーの協力を得て約4千の家庭及び企業を結ぶもので、ビデオ・オン・デマンド、遠隔勤務等のマルチメディアの可能性を検証することを目的としている。想定される費用は約1億ドイツマルクである。

第6節 韓国

1 情報通信政策の枠組み

韓国では、これまで通信部が電気通信に関する政策立案・規制及び電波行政を担当する一方、公報処が放送に関する監督権限を有していたが、1994年12月、政府組織の改編が実施され、公報処における衛星放送及びケーブルテレビの事業許可権限と、商工資源部、科学技術処等にあった情報通信関連権限・機能を、通信部を改編して新設した情報通信部に統合・一元化し、国家発展戦略産業としての情報通信事業育成体制の確立を目指すこととなった。ただし、上述以外の放送関係の規制及び運営に関する権限は、引き続き公報処が有している。

2 主な情報通信政策

(1) 競争の導入及び事業の民営化

政府は、今後一層の進展が見込まれる技術革新、利用者ニーズの多様化、世界的な電気通信市場の自由化・規制緩和等の通信市場を取り巻く環境の変化に対応するため、1989年12月、韓国電気通信公社(KTA)の民営化を主眼とする「韓国電気通信公社法」の改正を実施するとともに、1990年6月、市内電話事業におけるKTAの独占維持、長距離・国際通信及び移動体通信事業における漸進的な競争の導入等を内容とする基本方針を決定した。

これを受け、1991年にKTAは株式会社化され、韓国通信(KT)が発足した。市内電話事業において、KTは独占を維持しているが、国際電気通信事業においては複占による競争体制が確立した。また、移動体通信については、KTの子会社による独占であったが、新たな事業者の参入が決定され、1996年からサービスが開始される予定である。

1994年6月には、通信事業の多角化及び巨大化のすう勢に対応し、国際化に備えて通信事業の競争力を強化し、多様な新規サービスの需要にこたえるため、電気通信基本法、公衆電気通信事業法の改正を含む通信事業構造の改編方針を確定、発表した。

(2) 情報通信基盤の整備

通信部は、情報通信基盤の整備を、21世紀の情報社会の核として、また、世界経済のグローバル化の時代における国際競争力強化のための基礎として位置づけ、今後その整備を推進することを目的に、1994年4月、「超高速情報通信網構築計画」を発表した。

同計画では、アプリケーション・技術開発を含めて44兆7,777億ウォンをかけ、2015年までに音声、データ、画像等の情報を超高速で伝送する通信網を全国規模で構築することとしている。第1段階では、1997年中に80の主要都市を光ファイバで結び、155Mb/sで情報を伝送することとし、最終段階では、2015年までに10Gb/sの高速通信網を構築する計画である。

また、1994年7月に、通信部（現情報通信部）長官を中心に、関連政府機関により構成され、情報通信基盤の構築事業の総合的管理及び支援を行うことを目的とする「超高速情報通信基盤構築企画団」が設置され、現在、情報通信部の下で運営されている。

第7節 シンガポール

1 情報通信政策の枠組み

シンガポールは早くから東南アジア、ひいては世界の金融、商業、交通等のハブ（中核）となることを目指して基盤施設の整備を推進している。これにより、通信サービスも目覚ましい発展を遂げ、世界の情報通信基地としての地位を確立するに至っている。

1992年4月の電気通信改革によって、電気通信事業等の許認可、電波監理等の規制業務を担当するシンガポール電気通信庁（TAS：Telecommunication Authority of Singapore）が、通信省の下に設置されるとともに、それまで公社形態によって運営されてきた電気通信事業は、民営化によって設立されたシンガポール・テレコムに移管された。TASは、シンガポール・テレコムに対し15年間（2007年まで）の基本電気通信事業の独占免許及び5年間（1997年まで）の移動体通信事業の独占免許を付与している。

一方、放送分野においては、情報・芸術省が監督を行っている。

2 主な情報通信政策

1992年3月、シンガポール政府は、「IT2000：インテリジェント・アイランド構想」を発表した。同構想は、2000年に向けて、新しい情報インフラを構築し、シンガポールを「インテリジェント・アイランド」にすることを目標とし、世界のハブへの発展、経済の推進力の加速等によって、情報技術を活用して新しい国家情報インフラを構築することとしている。シンガポールでは、1994年9月に国内電話通信網の完全デジタル化を完了したところであり、今後1997年までには全国的な光ファイバ網整備を実現する予定である。

一方、世界のハブとしてのシンガポールの競争力を維持するため、TASは1995年1月から公衆電気通信サービスの再販を自由化した。これにより、現在シンガポール・テレコムが独占的に提供している各種公衆電気通信サービスについて、再販レベルでの競争導入が図られることとなった。

第8節 国際的な取組

1 GII 構想

GIIは、「強固で持続可能な経済発展」、「強力な民主主義」、「地球的及び地域的な環境問題への挑戦」等を目的とし、「すべての人々がコミュニケーションできる情報スーパーハイウェイによって地球を取り巻く世界的情報ネットワーク」と定義され、1994年3月のITU世界電気通信開発会議において米国副大統領により提唱された。

米国は、GII構築の5原則として、①民間投資の促進、②競争の促進、③急速な技術進歩と市場の変化に対応できる規制の在り方、④すべての情報提供者に開かれたネットワークの提供、⑤ユニバーサル・サービスの確保、を掲げている。

その後、世界的な情報インフラの構築については、ナポリ・サミットの合意に基づき、1995年2月にベルギーのブラッセルにおいて開催された「情報社会に関する関係閣僚会合」において、世界的な情報社会の実現のための8原則等（第2部第2章第2節1（3）参照）についてG7各国のコンセンサスを得た。

2 AII 構想

AIIは、アジア・太平洋地域内で、ユーザーが活発に情報通信の利用を行うことを目標としようとするもので、1994年5月の日韓郵政大臣会談において初めて用いられた。AIIの構築は、

アジアの持続的経済成長、文化・生活水準の向上もたらしめると期待される。

1994年8月に我が国の提唱により開催されたA I Iに関するA P T臨時会合において、我が国は次の4点を骨子とし、A I Iの概念を示した。

- ① 情報通信基盤整備は、経済発展や社会問題の解決の鍵
- ② 情報通信基盤整備は、通信網整備、自由な端末接続の推進、アプリケーション開発、アプリケーションを妨げない法的枠組み整備を包含した総合的取組が必要
- ③ A I Iは、A P Tにおける情報通信基盤整備の検討の際の概念
- ④ A I Iは、他地域との協力を進め世界的な情報通信基盤につなげるべきもので、このため担うA P Tの役割は重要

これは、加盟各国に対しおおむね理解が得られ、今後A P Tにおいて、A I Iに関する議論を継続していくことが合意された。

さらに、同年11月のA P T管理委員会においても、A P TがA I Iの構築に向けて積極的に取り組んでいくことが確認された。

